

御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する際の自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の普及を促進し、交通事故被害の軽減を図るため、ヘルメットを購入した者に対し、その購入に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象ヘルメット)

第2条 補助金の交付の対象となるヘルメット（以下「補助対象ヘルメット」という。）は、自転車に乗用する際に着用して頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものであって、他の法令等により国又は地方公共団体の負担において給付等を受けることができないものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークの自転車用ヘルメット規格EN1078
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSC Cマークの自転車用ヘルメット規格CPSC1203

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象ヘルメットを購入した者であること。
- (2) ヘルメット購入日から補助金の交付申請時まで引き続き本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されている使用者（未成年者の場合は、その保護者）であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) この要綱に基づく補助に相当する他の制度による補助等を受けていないこと。
- (5) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象ヘルメットの購入費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2,000円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につき補助対象ヘルメット1個の購入に係る1回とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所が確認できるもの

(2) 補助対象ヘルメットの購入日及び金額を確認することができるもの

(3) 第2条に掲げる安全認証を確認することができるもの

(4) 振込先の口座が確認できる通帳等の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象者が未成年である場合にあっては、特別な事情があるときを除き、その保護者(保護者に相当する者として町長が認める者を含む。)が行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定し、御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付・不交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の支給を決定したときは、速やかに申請者に補助金を支給するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還決定通知書(別記第3号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に購入した補助対象ヘルメットに係る補助金について適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

御 宿 町 長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1 使用者及びヘルメット等

ヘルメットの使用者			購入したヘルメット		補助金申請額 ※ 1
氏名	生年月日	申請者との関係	安全基準	購入価格 (税込)	
	年 月 日		SG・JCF・ CE (EN1078) GS・CPSC (1203)	円	円
	年 月 日		SG・JCF・ CE (EN1078) GS・CPSC (1203)	円	円
	年 月 日		SG・JCF・ CE (EN1078) GS・CPSC (1203)	円	円
	年 月 日		SG・JCF・ CE (EN1078) GS・CPSC (1203)	円	円
補助金申請額合計					円

※ 1 補助金申請額：ヘルメットの購入金額の 2 分の 1 (100 円未満の端数切り捨て) 上限 2,000 円 (送料、装飾品等除く)

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
口座番号		預金種目	普通・当座
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	
口座名義人	(フリガナ)		

ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

3 添付資料

- (1) 申請者の氏名及び現住所が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードの表面、住民票等の写し）
- (2) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等で以下の内容がわかるもの）
 - ① 領収日
 - ② 領収金額
 - ③ 品名・品番等（ヘルメットの購入がわかるもの）
- (3) 口座が確認できる書類（振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し等）
- (4) 安全基準の認証が確認できる書類（カタログや認証マークの写真等）
- (5) その他必要な書類

4 誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

次の事項を確認し、誓約又は同意します。

- この書類に記載したヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品を含む。）ではありません。また、安全基準に適合しています。
- 御宿町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 過去に同一のヘルメットに対する他の補助金（他自治体からの補助金も含む。）の交付を受けていません。
- 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。
- 御宿町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと並びに必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- 御宿町から、報告・調査の求めがあった場合はこれに応じます。

年 月 日

申請者氏名（自署）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について次のとおり決定したので通知します。

記

決定に関する事項	交付・不交付
交付決定額	円
不交付に関する事項	
不交付の理由	

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還決定通知書

年 月 日付、第 号にて交付決定した御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、御宿町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により、交付された補助金の返還を求めます。

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 返還すべき金額 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日まで |
| 5 | 返還方法 | 納入通知書による |